

バラスト水処理システムの営業体制を整備

～処理能力の拡大と薬剤供給拠点整備～

当社は、バラスト水処理システム^{※1}「JFE バラストエース」について、近い将来、バラスト水管理条約の発効条件が整った場合^{※2}に備え、お客様のニーズにきめ細かく対応できるよう、いち早く営業体制を整備しました。

①最大処理能力の型式拡大および薬剤使用量半減化

このたび、国土交通省より 4,500m³/h/ユニットまでの型式拡大承認を取得しました。4,500m³/h/ユニットは、1 ユニットあたり世界最大級の処理能力です。これにより小型船から40万トンクラスの大型船まで、多様な船型・船種に対応できます。

また、装置で使用する薬剤^{※3}についても、同じく国土交通省より使用量半減化の承認を取得しました。これによりランニングコストを半減化させることができます。

②薬剤供給拠点整備

システム搭載船へ万全のフォローを行うため、シンガポール、ロッテルダム等の世界主要 20 拠点における薬剤供給体制の整備を完了しました。さらに拠点の増設を図ってまいります。

当社は、今後も更なる体制整備を進め、受注拡大を図っていきます。そして、お客様の環境経営、さらに地球規模での海洋環境保全、生物多様性維持に貢献してまいります。

■薬剤供給拠点網



※1. バラスト水処理システム

バラスト水とは船舶がバランスを保つため保持する海水であり、通常荷揚港で船底のタンクに注水し、荷積港で排出される。バラスト水処理システムとは、このバラスト水とともに運ばれた海洋生物を処理し生態系を乱すことのないようにするシステム。バラスト水管理条約が発効すれば、本条約に定める処理基準を満たすため、全ての外航商船にバラスト水処理システムの設置が義務付けられる。また、新造船・既存船の順に順次規制対象が拡大される。

※2. バラスト水管理条約の発効条件と現状（2011年4月19日現在）

下記2条件を満たした日から12ヶ月後に発効

【条件1】国際海事機関（IMO）加盟国のうち30カ国以上の批准 →現在批准国27ヶ国

【条件2】批准国の保有船腹量が全世界の商船数の35%以上 →現在船腹所有率25.32%

※3. 薬剤

東亜合成株式会社が開発した以下の薬剤を使用する。

殺菌剤：「TG バラストクリーナー®」

主成分：次亜塩素酸ナトリウム 水道、プールの消毒、食品添加剤に使用される。

中和剤：「TG エンバイロンメンタルガード®」

主成分：亜硫酸ナトリウム 食料品の防腐剤、染料の製造などで使用される。

以上

本件に関するお問い合わせは下記にお願いいたします。

J F E エンジニアリング株式会社 総務部広報室